

国立大学法人旭川医科大学

男性労働者の育児休業取得率

(育児・介護休業法に基づく公表)

育児・介護休業法の改正により、従業員が1,000人を超える事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年に1回公表することが義務付けられましたので、以下のとおり公表します。

令和4年度：男性労働者の育児休業取得率 16%

令和5年度：男性労働者の育児休業取得率 15%